

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第44号
平成29年3月10日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

臨時認知機能検査で第1分類となった者に対する運用上の留意事項について
道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条の7第4項及び第102条第3項により、公安委員会は、臨時認知機能検査で第1分類となった者が、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを示す一定の基準に該当したときに、その者に対し、臨時高齢者講習を行うこととされ、かつ、臨時適性検査又は診断書提出命令(以下「臨時適性検査等」という。)を行うこととされたことから、下記のとおり、その者に対する運用上の留意事項を定め、平成29年3月12日から実施することとするので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 臨時高齢者講習の通知時期

臨時認知機能検査で第1分類となった者が、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを示す一定の基準に該当し、臨時高齢者講習の対象とされ(法第101条の7第4項)、かつ、臨時適性検査等の対象とされた場合(法第102条第3項)については、認知症ではないと診断されるのを待って臨時高齢者講習の通知を行うこととする。

したがって、手続の流れは、臨時認知機能検査、臨時適性検査等、臨時高齢者講習の順となる。

2 暫定停止の適切な適用

法第102条第3項の規定による臨時適性検査等の対象者は、記憶力・判断力が低くなっている者であることから、認知症に係るこれらの臨時適性検査等を行う場合には、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」(平成28年9月30日付け警察庁丁運発第146号)第2の8(5)に定める「暫定停止を行う場合の留意事項」に配意して、当該臨時適性検査等を受けるべき者が交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して認知症の疑いがあると認められるとき、又は、医師の診断に基づき、認知症の疑いがあると認められるときは、自動車等を運転させることにより発生する危険を防止する観点から、暫定停止を適切に運用するよう留意すること。